

改正

平成11年3月25日条例第9号

平成12年3月31日条例第4号

平成12年3月31日条例第11号

平成14年7月4日条例第16号

平成16年7月1日条例第13号

平成18年9月29日条例第26号

平成18年12月22日条例第35号

平成22年6月29日条例第10号

平成23年3月30日条例第4号

平成24年6月29日条例第18号

平成25年6月27日条例第28号

平成26年3月28日条例第4号

平成26年12月18日条例第27号

平成27年6月30日条例第25号

平成28年9月23日条例第27号

平成29年9月28日条例第20号

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例

泉南市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例（平成5年条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、その健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）子ども 出生の日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（2）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監督保護する者をいう。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 この条例において「保険給付」とは、療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費についての給付をいう。ただし、精神病床への入院に係る給付を除く。

4 この条例において「被保険者等負担金」とは、医療保険各法の被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が保険給付を受ける際に負担すべき額をいう。
(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住している者であって、医療保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者の被扶養者である者とする。

2 前項の対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく措置により医療費の支給を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、医療保険各法の規定により、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

3 第1項の対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費（入院時食事療養費を除く。）の助成を受けることができない。

- (1) 泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第30号）の規定により医療証の交付を受けている者
- (2) 泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第7号）の規定により医療証の交付を受けている者

(助成の範囲)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法による保険給付が行われた場合に、

当該保険給付に要する費用の額のうち、被保険者等負担金から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われる場合

(2) 医療保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から医療保険各法の規定により被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われた場合

(3) 対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(助成の適用)

第5条 医療費の助成の適用は、対象者の出生の日（新たに住民となった者については、その日）から行うものとする。

(助成の申請)

第6条 この条例の適用の助成を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、療養を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに医療費の助成の可否を決定する。

2 市長は、医療費の助成を行うことを決定したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

3 市長は、医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに申請者にその旨を通知しなければならない。

(医療証の提示)

第8条 医療証の交付を受けている対象者の保護者は、大阪府内に所在地を有する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88

条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）において対象者が助成に係る保険給付を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第9条 子どもに対する医療費の助成は、当該申請者からの申請に基づき、助成すべき額に相当する金額を医療機関に支払うことにより行う。ただし、第6条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成すべき額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 申請者は、対象者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができる場合には、その事実、当該損害賠償をすべき者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

（届出の義務）

第11条 医療証の交付を受けている対象者の保護者は、対象者又は保護者の住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第12条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

（不正利得の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費から適用し、同日前の医療に

係る医療費については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の泉南市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例の規定により提出されている申請書又は届出書は、この条例の規定により提出されたものとみなす。

附 則 (平成11年 3 月25日条例第 9 号)

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年 3 月31日条例第 4 号)

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年 3 月31日条例第11号)

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成14年 7 月 4 日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例第 3 条の規定は、前項の施行の日以後に受けた療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年 7 月 1 日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年 9 月29日条例第26号)

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成18年12月22日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例 (以下「改正後の条例」とい

う。) 中前期乳幼児に関する規定は、平成15年4月2日以後に生まれた者に対して前項の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた療養に係る医療費の助成について適用する。

- 3 改正後の条例中後期乳幼児に関する規定は、平成13年4月2日以後に生まれた者(前項の規定により前期乳幼児に関する規定の適用を受ける者を除く。)に対して施行日以後に行われた療養に係る医療費の助成について適用する。

附 則(平成22年6月29日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)中前期乳幼児に関する規定は、平成17年4月2日以後に生まれた者に対して前項の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた療養に係る医療費の助成について適用する。
- 3 改正後の条例中後期乳幼児に関する規定は、平成16年4月2日以後に生まれた者(前項の規定により前期乳幼児に関する規定の適用を受ける者を除く。)に対して施行日以後に行われた療養に係る医療費の助成について適用する。

附 則(平成23年3月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月29日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年6月27日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月28日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月18日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年6月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月23日条例第27号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年9月28日条例第20号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の泉南市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費条例」という。）については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 新子ども医療費条例第2条第3項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行前に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。